

岡垣町公共下水道のしおり

ゆとりと充実 下水道のある暮らし



岡垣町

はじめに

岡垣町は響灘に面する三里松原、孔大寺山・湯川山をはじめとする山々など美しい海と山に囲まれた自然豊かな町です。豊かで調和のとれた自然環境のなか、快適で文化的な生活をおくることは、私たち住民みんなの願いです。この願いを実現していく上で重要な役割を果たしてくれるのが「下水道」です。

本町では、昭和 59 年から公共下水道の整備に着手し、平成 3 年 3 月 29 日より供用を開始しています。下水道の整備には多額の費用と長い年月を必要としますが、住民のみなさまがより快適な生活をおくれるよう今後も計画的に事業を進めてまいります。

このパンフレットは、下水道の役割やしきみ、受益者負担金制度、排水設備の設置、水洗トイレ改造資金の融資あっせん制度、下水道使用料などについてできるだけわかりやすく説明したものです。

下水道整備事業の促進、下水道施設の維持・管理へのみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



岡垣町イメージキャラクター♥びわりん&びわすけ★

目次

1. 快適な生活環境を約束します

- 下水道の大きな役割…………… 3ページ

2. 受益者負担金について

- 受益者負担金とは…………… 4ページ
- 負担金は、なぜ土地の面積にかかるのか…………… 4ページ
- 受益者の決め方について…………… 5ページ
- 受益者の変更は、届出を…………… 5ページ
- 受益者負担金の金額…………… 6ページ
- 負担金の納入方法と納期限について…………… 6ページ
- 負担金の徴収猶予について…………… 7ページ
- 負担金の減免について…………… 8ページ

3. 排水設備の設置をしましょう

- 排水設備の設置とは…………… 9ページ
- 排水設備は、すみやかに……………10ページ
- 水洗トイレになると……………10ページ
- 排水設備の工事の手順……………11ページ

4. 水洗トイレ改造資金の融資あっせん制度について

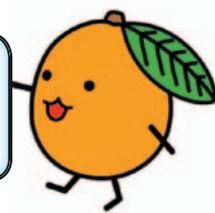
- 改造資金の融資あっせん、利子補給制度とは……………12ページ
- 融資あっせんの対象者……………12ページ
- 融資あっせん内容……………12ページ
- 融資あっせんの申込、手続き……………12ページ

5. 下水道の使用料について

- 汚水排出量の決定方法について……………13ページ
- 下水道使用料の計算方法について……………14ページ
- 下水道使用料の納入方法について……………14ページ
- 変更がある場合は届出を……………14ページ



1. 快適な生活環境を約束します



○下水道の大きな役割

下水道は、雨水をまちから速やかに排水したり、私たちが使用した後の汚れた水を集め、きれいにしたりして川や海などの水質を保っています。

下水道は、こうした「水の循環」を通して、豊かな自然を守るという大切な役割を担っています。

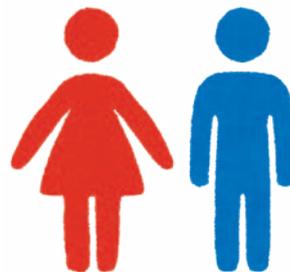


環境が改善し、まちが清潔に

家庭や工場などから発生する汚水が、側溝や水路に流れると、悪臭や蚊、ハエの発生の原因となります。下水道ができると、これらの水は直接、下水管に流れるため、街が清潔になります。

トイレの水洗化で快適な生活が

下水道が整備されると、トイレの水洗化ができ衛生的で快適な生活ができるようになります。

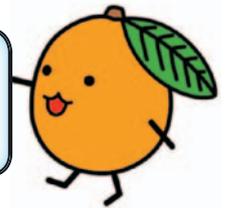


川や海の水質を保つ

汚水が直接、川や海に流れないように下水道管で集め、浄化センターで処理・浄化します。これにより、川や海の水質が保たれ、豊かな自然環境が守られます。



2. 受益者負担金について



○受益者負担金とは

道路や公園などと違い、下水道のように特定の地域の人だけが利益を受ける場合、その建設費を町民のみなさんから納めていただいた税金だけでまかなうと、下水道の利益を受けない地域の人にも負担していただくことになり、住民の負担方法としては公平ではありません。

このため、下水道施設の設置により生活環境の向上等の利益を受けることができる地域の人「**受益者**」に建設費の一部を負担していただくのが「**受益者負担金**」です。

受益者負担金は、公平の原則に基づき多額の建設費をまかなう財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすものです。受益者負担金は、下水道を使用するしないに関わらず下水道が整備されれば納めていただくこととなります。

受益者負担金の
根拠法令



- ・都市計画法第 75 条
- ・岡垣町下水道事業受益者負担に関する条例
- ・岡垣町下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

○負担金は、なぜ土地の面積にかかるのか

公共下水道によって受ける利益は、生活環境が整備され公衆衛生が向上するなどの公益をもたらすことはもちろんですが、下水道が整備される区域では未整備の地域と比べて土地の利用価値が高くなり、ひいては土地の資産価値の上昇をもたらすこととなります。

一方、建物の面積、または下水道の利用状況などを基準にすることは、長期的に不安定なものを基準として負担することとなり、不公平な面が出てくる可能性があります。

したがって、負担金の算定の基準としては、現在の土地利用の状況と関係なく、永久に変わることのない土地の面積に応じて負担していただくことが、長期的にみて公平な負担方法となるのです。

○受益者の決め方について



- ① Aの土地にAが家建ててAが住んでいる場合 → A
- ② Aの土地にAが家建ててBに貸している場合 → A
- ③ Aの土地にBが家建ててBが住んでいる場合 → B
- ④ Aの土地にBが家建ててCに貸している場合 → B

「受益者」とは、原則として土地の所有者になりますが、その土地に地上権、質権、賃貸借、使用貸借などの権利が長期にわたって定められている場合には、その土地の権利者が「受益者」となります。(申告が必要)

※建物が無い土地についても「受益者負担金制度」の対象となります。

○受益者の変更は、届出を

負担金の納入の途中において、土地の売買や相続等の理由で受益者の変更がある場合は、変更の届出をしてください。

受益者の変更を受け付けた後の納期にかかる負担金は、新たな受益者が納めることとなります。

○受益者負担金の金額

受益者負担金は、1平方メートル当たり500円です。

(1坪あたりでは、1,650円です。)

※受益者負担金は1回限りのものです。

全額納付された後は徴収されることはありません。

【計算方法の例】

もし、あなたが260㎡の土地を所有しているとすれば、
負担金の総額は・・・

$$260\text{㎡} \times 500\text{円} = 130,000\text{円}$$



○負担金の納入方法と納期限について

負担金は、5年分割で、さらに年4回の納期に分けて納めていただきます。

【毎年の納期】

第1期	第2期	第3期	第4期
6月末日	9月末日	11月末日	1月末日



(例) 負担金の総額が130,000円の場合

$$1\text{年間の納入額は}130,000\text{円} \div 5\text{年} = 26,000\text{円}$$

$$1\text{期の納入額は}26,000\text{円} \div 4\text{期} = 6,500\text{円}$$

負担金を滞納すると・・・？



税金と同じように督促・延滞金の徴収及び強制執行を
することになります。納期内の納付にご協力ください。

○負担金の徴収猶予について

耕作中の農地や、受益者に災害、盗難、不慮の事故が生じ、負担金を納めることが困難で、町長が認めたときは、下表の基準により負担金の納入が一定期間猶予されますので、該当する方は申請してください。

徴収猶予の理由がなくなったときは、猶予されていた期間の負担金を一括して納めていただくことがあります。



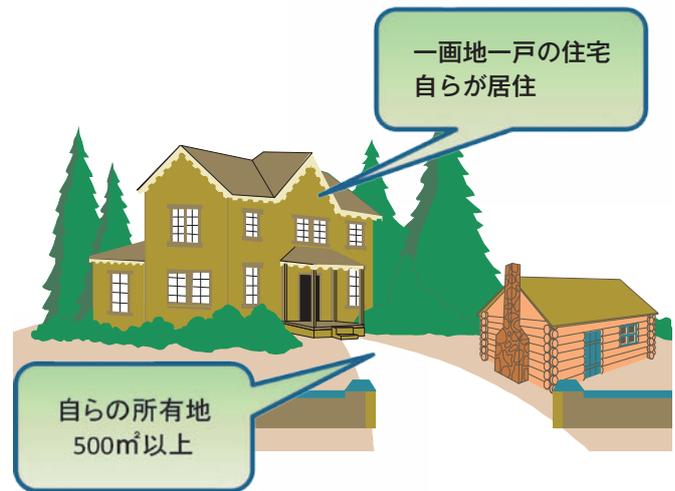
【負担金の徴収猶予基準】

徴収猶予の対象となる項目	徴収猶予期間	徴収猶予額	備 考
現況農地	5 年	全 額	現に耕作の用に供されなくなる時までの間。 5年毎に更新することができる。(現地調査あり)
現況山林、原野、池沼等	5 年	全 額	住宅用地等、他の目的に転用されるまでの間。 5年毎に更新することができる。(現地調査あり)
裁判上の係争地	判決確定まで	全 額	判決確定まで2年毎に更新。
災害、盗難、その他の事故等により納付することが困難なとき	2年を限度として町長が認定する期間	町長が認める額	

○負担金の減免について

負担金は税金とは異なり、公共用地を含みすべての土地が賦課の対象となります。

しかし、次のような土地で、町長が認めた場合は、下表の基準により負担金の一部、または全部が減免されますので、該当者は申請してください。



【負担金の減免基準】

減免の対象となるもの	減免する率 (%)	備 考
公共用地 (道路、公園、河川、広場、学校用地、 社会教育施設、保育所、庁舎等)	100 ~ 50	
私立の幼稚園	50	
宗教法人の境内地	50	
墓地	100	
2戸以上が利用し、通行の制限を設けていない私道	100	
急傾斜地のため宅地化することが困難な土地	100	
地域の自治会が供している公民館用地	50	
生活保護の生活扶助を受けている者	100	生活扶助の期間に限る。
自らの所有地で、自己の居住の用に供する1画地1戸の住宅地で、その面積が500㎡を超えている土地	75 (500㎡を超える部分に限る)	土地を分割して住居が建ったり、売買したりすることができないと認められる土地に限る



3. 排水設備の設置をしましょう



○排水設備の設置とは

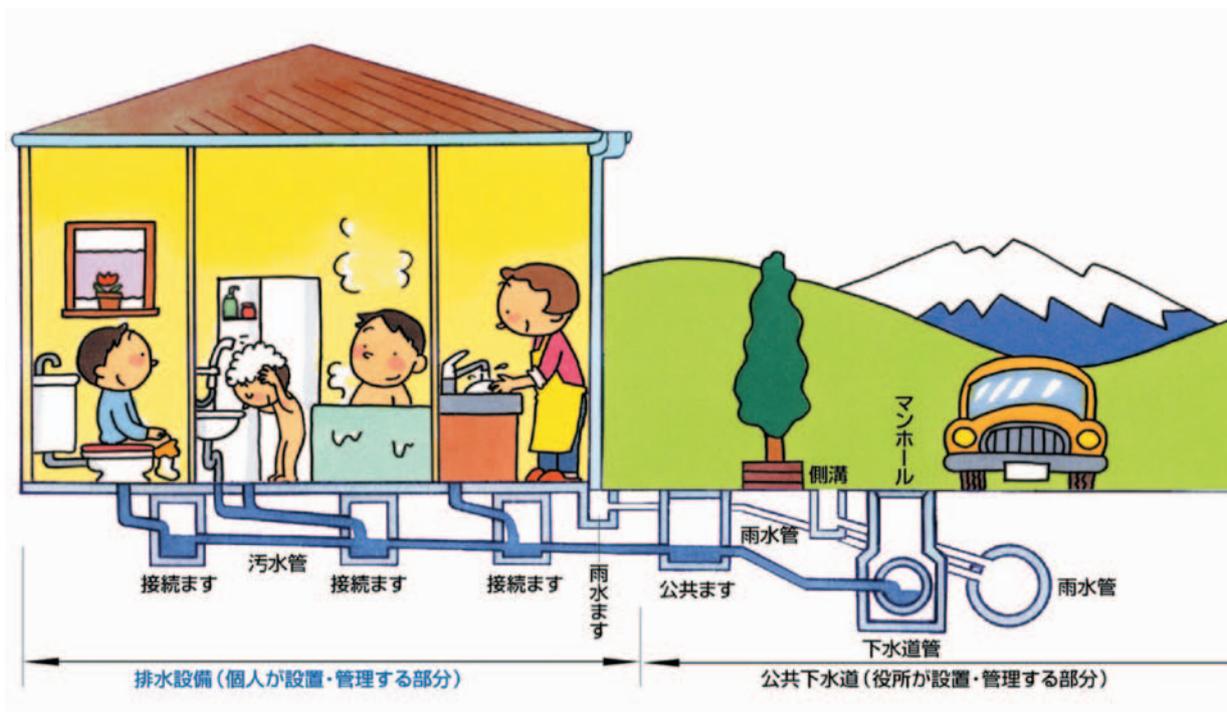
家庭からの汚水（台所、風呂場、洗濯場、水洗トイレ、手洗い場などから出る汚れた水）を直接公共下水道に排出するための施設です。

雨水については、従来どおり道路側溝へ排出しますので、下水道管に接続できません。

また、宅地内から公道に埋設する公共ますへ接続するまでの排水設備設置費用は、すべて個人負担となります。負担していただく方は、建築物の所有者になります。



【排水設備の工事の例】



○排水設備は、すみやかに

くみ取り便所は、下水道が使用できるようになった日から3年以内に、水洗トイレに改造するように義務付けられています。(下水道法第11条の3)

浄化槽を利用されているご家庭では、排水を直接下水道本管に流すための工事をすみやかに行ってください。(下水道法第10条の1)

また、下水道が使用できる日以降に住宅等を新築する場合は、水洗トイレにする必要があります。

○水洗トイレになると

- ・悪臭がなくなり掃除も簡単です。
- ・ハエや蚊の発生を防ぎ衛生的です。
- ・くみ取りがなくなり消毒も不要です。
- ・小さなお子さんでも安心です。



【水洗トイレのいろいろ】

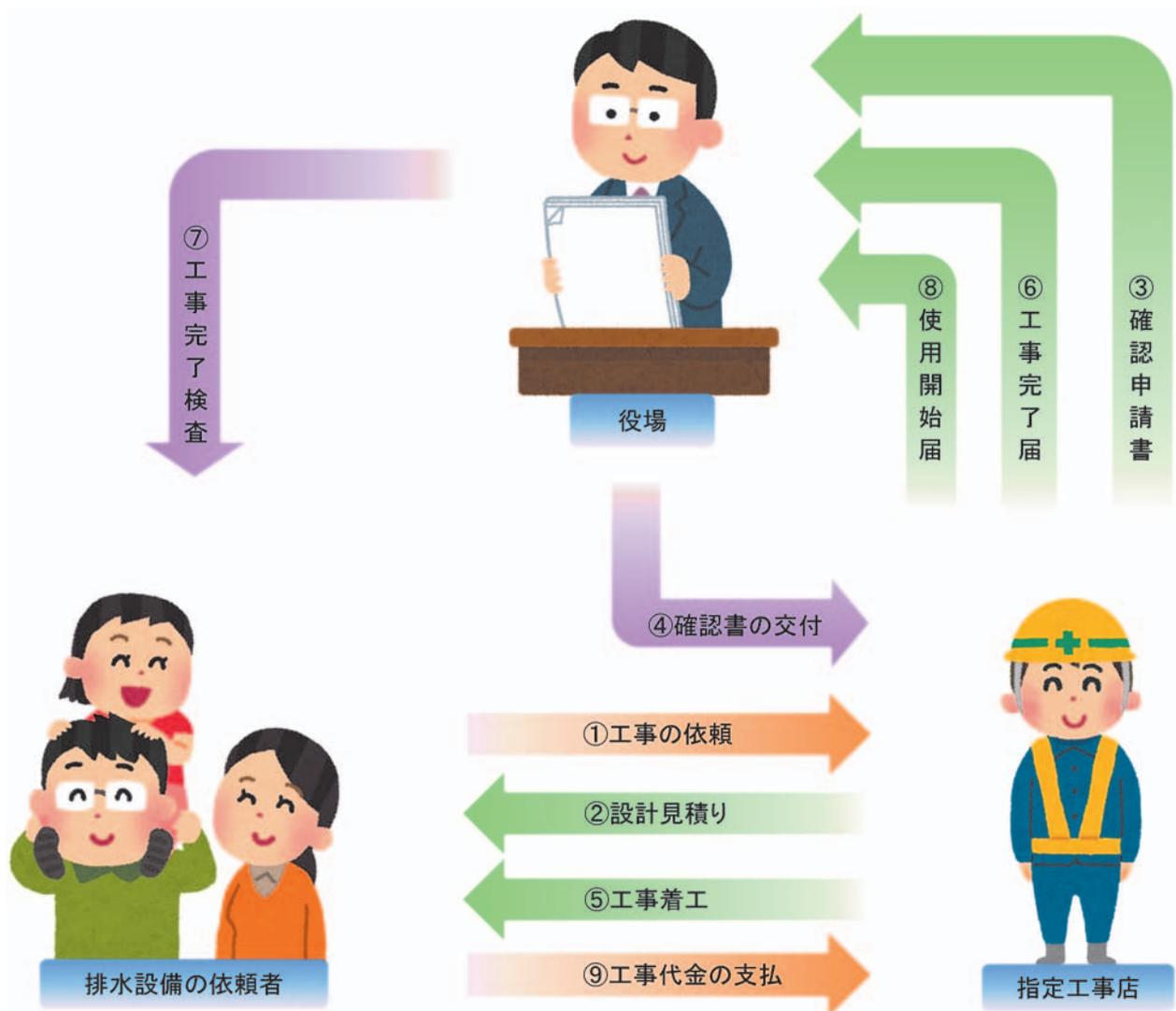


○排水設備の工事の手順

水洗トイレ等の改造工事については、安心できる工事の遂行及び工事価格の適正化を図るために、町が指定した「下水道指定工事店」が施工し、町が完了検査をするようになっています。

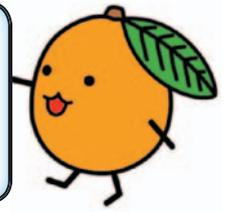
したがって、みなさまの方で「下水道指定工事店」を選定していただければ、工事に伴う申請書類の作成や届出などの手続きの一切を下水道指定工事店が代行いたします。

※「下水道指定工事店」については町ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。





4. 水洗トイレ改造資金の 融資あっせん制度について



○改造資金の融資あっせん、利子補給制度とは

個人住宅、または個人が経営するアパート等で、水洗トイレに改造する工事費等を一時に負担することが困難な人、その他一定の要件を満たしている人に対して、町が指定した金融機関からの融資のあっせんを行い、その融資金に伴う利子の助成をいたします。



○融資あっせんの対象者

- ・自己資金だけでは改造資金を一時に負担することが困難であること
- ・3年以内に水洗トイレに改造する人
- ・融資を受けた資金の償還能力を有していること
- ・町税、受益者負担金などに滞納がないこと
- ・確実な連帯保証人がいること
- ・岡垣町に家屋を有する個人

○融資あっせん内容

融資額 改造工事1戸につき 10万円～100万円以下
償還方法 借入月の翌月から 48ヶ月払いの元利均等償還
(60万円を超える場合は60ヶ月まで延長可)
融資利率 町が指定した金融機関と協議して決定
助成措置 借入金を完済した後、借入額に相当する利子の2分の1を助成

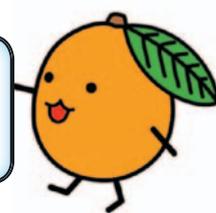
○融資あっせんの申込、手続き

融資あっせんを希望される方は、下水道指定工事店に排水設備の申請と同時に申し込みをしてください。町の審査により融資あっせんが決定した場合は、融資あっせんの決定通知書及び取扱い金融機関が必要とする書類を添えて金融機関に申し込みをしてください。

**※町へのあっせん申請から金融機関の審査結果まで1ヶ月ほどかかります。
結果が出る前に工事し、融資が却下された場合、制度は利用できませんのでご注意願います。**



5. 下水道の使用料について



○汚水排出量の決定方法について

下水道使用料は、浄化センターの維持管理費や下水道建設に伴う借入金の償還金に充てることになります。

下水道の使用を開始されると、毎月の汚水の排出量に応じて下水道使用料を納めていただきます。



【水道水だけを使用している場合】

- ・ 水道の使用水量を汚水の排出量とみなします

【井戸水だけを使用している場合】

- ・ 家事専用を使用している場合は、1人当たり1月5 m³とします
- ・ 家事以外の目的に使用している場合は、メーターの設置等により認定します

【水道水と井戸水を併用している場合】

- ・ 水道水と家事専用井戸水を併用して使用している場合は、水道の使用水量に1人当たり1月2 m³を加算した量を汚水の排出量とみなします
- ・ 家事以外の目的に使用している場合は、水道の使用水量と井戸水の認定水量を合算した量を汚水の排出量とします

○下水道使用料の計算方法について

下水道使用料は、基本料金及び超過料金の合計額に消費税を乗じて、10円未満を切り捨てた額になります。(料金早見表は町ホームページに掲載)



基本料金		超過料金	
基本汚水量	使用料	超過使用水量	1 m ³ 単価
10m ³ まで	1,320円	11m ³ ～25m ³	155円
		26m ³ ～50m ³	175円
		51m ³ 以上	195円

× 消費税 = 下水道使用料

○下水道使用料の納入方法について

水道料金と下水道使用料の合計額が記載された納付通知書を毎月末に郵送いたしますので、金融機関にてお支払ください。

既に水道料金を口座振替で納付されている方は、下水道使用料も同日に口座振替されます。

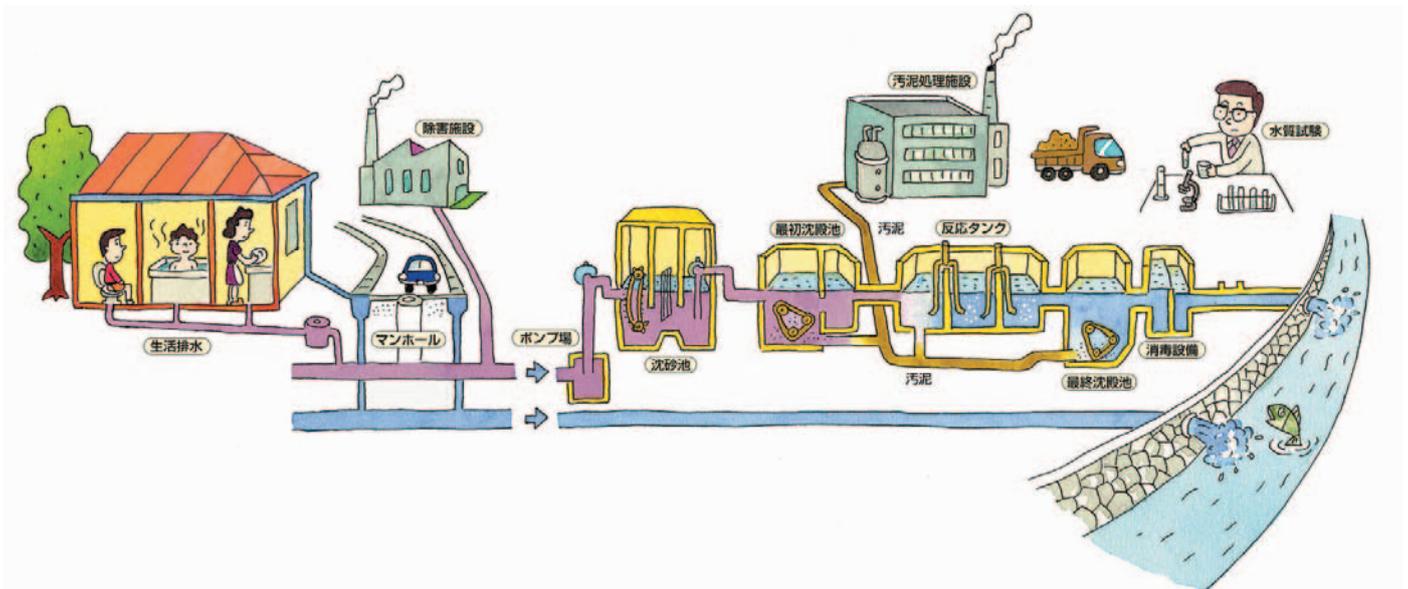
○変更がある場合は届出を

次のような場合は、必ず届出をお願いいたします。

- ・ 下水道の使用を開始、休止、廃止、再開するとき
- ・ 下水道の使用者に変更があるとき
- ・ 井戸水を使用している場合で、使用人数に変更があるとき



～よごれた水がきれいになるまで～



下水道についてのお問い合わせは
岡垣町役場上下水道課へ

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL (093) 282-1211

FAX (093) 282-4000